

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月26日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第10号

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

「森哲男」を「尾崎吉晴」に、「事務局長」を「副広域連合長 谷口進一」に改め、第2順位の次に「第3順位 事務局長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。